

○紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金交付要綱

令和8年4月1日

告示第 34 号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者世帯の熱中症対策及び経済的な負担軽減を図ることを目的とし、予算の範囲内において紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、紀宝町補助金交付規則(平成18年紀宝町規則第42号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「エアコン」とは、天井、壁、窓枠等に固定して設置し、室温冷却機能を有する器具をいう。ただし、町長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難と認める場合は、この限りでない。

2 この告示において「自宅」とは、申請者が現に居住している住宅をいう。ただし、介護保険施設及び有料老人ホームを除く。

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 世帯員全員が紀宝町内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 世帯員のうち少なくとも1名が65歳以上であること
- (3) 助成金の交付申請時において、本人及びその世帯に属する世帯員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 世帯員の全員が前年度における住民税が税非課税であること。
- (5) 賃貸住宅に居住している場合は、あらかじめ家屋所有者からエアコンの設置について同意を得ていること。

2 助成を受けエアコンを設置する自宅の状態は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) エアコンが1台もない状態であること

(2) エアコンが故障しており1台も使用できない状態であること

(3) 自宅で稼働しているエアコンが購入後10年以上経過した1台のみの状態であり買い換えを行う

3 前項の規定にかかわらず、この告示により既に助成を受けたことがある者は対象としない。

(助成の対象)

第4条 町長は、エアコンの購入に要する費用の一部を予算の範囲内において助成するものとする。

2 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、エアコン本体の購入費用及び設置に関する費用とし、既存のエアコンの撤去費、リサイクル料、運搬料、助成の申請に係る費用等は対象としない。

(助成の額)

第5条 助成する額は、前条第2項の助成対象費用の額とし、5万円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、エアコンを設置する前に、紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、第3条に規定する要件について審査のうえ、助成の可否を決定する。

2 要件を満たす場合は紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)の用紙を当該申請者に通知する。

3 要件を満たさない場合は紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(エアコンの購入及び助成金の請求等)

第8条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、エアコンを購入し、事業者へ支払を終えた後、紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金請求書(様式第4号)に助成対象費用に係る領収書を添えて町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査の上、助成金の額を決定し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成決定の取消し等)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により、費用を助成する旨の決定を受け、又は費用の助成を受けた者がいるときは、当該助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

紀宝町高齢者世帯エアコン設置助成金申請書

年 月 日

紀宝町長 様

紀宝町高齢者世帯エアコン購入の助成を受けたいので、紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金事業実施要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

申請に当たり、次のことに同意します。

- 1 助成の対象者となるか否かの確認のために、町が世帯全員の住民基本情報、税情報や同種の助成交付状況等の町が保有する個人情報を確認（調査）すること。
- 2 自宅のエアコン設置状況について現場訪問または関係者に聞き取りにて確認（調査）すること。
- 3 エアコンの購入に係る情報を事業者等に確認（調査）すること。
- 4 在宅生活の支援を行うために、町が助成を行ったことについて地域包括支援センターに情報提供すること。

申請者	住 所	〒 紀宝町	
	ふりがな 氏 名		
	電話番号	( )	
代筆の場合	代筆者の氏名		
	代筆者の住所		
対象要件  ※確認のため、□に☑を入れてください。	自宅のエアコンの状況 <input type="checkbox"/> エアコンが1台もない <input type="checkbox"/> 全てのエアコンが故障している <input type="checkbox"/> エアコンが1台のみで購入後10年以上経過し、買い換えを行う		
	対象世帯に65歳以上の人がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	町民税非課税世帯である	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	紀宝町で過去に同事業の助成を受けたことがある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
	※賃貸住宅に居住している場合、家屋所有者からエアコンの設置についての同意	<input type="checkbox"/> 得ている	<input type="checkbox"/> 得ていない
	町民税の滞納がない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

様式第2号（第7条関係）

紀福第 号

年 月 日

様

紀宝町長 印

紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決定事由	交付
助成金の種類	紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金
備考	

様式第3号（第7条関係）

紀福第 号  
年 月 日

様

紀宝町長 印

紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決定事由	不交付
助成金の種類	紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金
不交付理由	
備考	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

紀宝町長 様

申請者  
住所  
氏名  
電話

紀宝町高齢者世帯エアコン購入助成金請求書

年 月 日付け紀福第 号により助成金交付決定通知のありました助成金について、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 振込先

金融機関		支店名	
預金種目		口座番号	
フリガナ			
振込先名義人			

（添付書類）

エアコン購入、設置に係る領収書